

悪質な「住宅用火災警報器」の訪問販売にご注意！

ガスの点検などと偽って訪問し、警報器を取り付けて高額な代金を支払わせると言う事例が県内で発生しています。（実際に取り付けられた警報器はニセモノでした）

ガス事業者では、ガス漏れ検査やガス機器の調査などで訪問する場合は、事前にハガキなどでお知らせしているようです。いきなり訪問してきた時は身分証明書の提示を求め、確認できない場合は自宅に入れないようにしましょう。

消防法の改正により、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。これを受け、住宅用火災警報器の設置や維持の方法について市火災予防条例が定められています。浦安市では、新築住宅などには平成18年6月1日から、既存の住宅などでは平成20年5月31日までに設置が義務付けられました。まだ取り付けしていない場合は早期の設置をお願いします。詳細は市ホームページまたは、消防本部予防課 TEL.304-0143 お問い合わせください。

「住宅用火災警報器」の購入は…

住宅用火災警報器には規格があります。この規格に合格したものは、日本消防検定協会の「NSマーク」（右図）が貼ってありますので、購入の際の目安にしてください。

住宅用火災警報器は、消防設備業者、電気店、ホームセンターなどで販売しています。国内メーカーの価格は、機能などによりさまざまですが、数千円から1万円程度のもので多いようです。



●消費生活講座

親子料理教室

「千葉県郷土料理 太巻き祭りずし」

日時：2月20日（日）午前10時～午後1時30分
 場所：日の出公民館調理実習室
 講師：千葉県郷土料理研究会 櫻屋敷智子氏
 費用：1組1000円程度
 対象：市内在住の小学生とその保護者（2人1組）
 定員：12組
 申込締切：2月3日（木）必着（多数の場合は2月4日（金）午前11時から公開抽選）

※保育有り（満1歳～未就学児）保育希望の場合は子どもの氏名（ふりがな）、年齢、性別を記入してください

親子で楽しく作りながら、食べることの大切さと一緒に考えます。



知っておきたい 現在のお墓事情

まちがいのないお墓の選び方や実際にあったトラブル対応について学びます。

日時：3月9日（水）午後2時～4時
 場所：中央公民館第1会議室
 講師：全日本墓園協会

初級者のための携帯電話教室

実際に携帯電話機を利用して学習します。（お持ちでない方も参加できます）

日時：3月16日（水）午後2時～4時
 場所：中央公民館第3会議室
 講師：竹箒の会

知っておきたい 遺言書の書き方

遺言書の基礎知識と書き方について学びます。

日時：3月23日（水）午後2時～4時
 場所：中央公民館第1会議室
 講師：千葉司法書士会

共通事項

費用：無料
 対象：市内在住・在勤・在学の方
 定員：30名

申込締切：2月24日（木）必着
 ※多数の場合は2月25日（金）午前11時から公開抽選

【申込み方法】 申込み期日までに、ハガキ・FAX・メールに下記の内容を記入の上、お申し込みください。
 【希望の講座名・住所・電話番号・氏名（親子料理教室については保護者と子どもの氏名（ふりがな））を記入】
 〒279-0002 浦安市北栄1-1-16 FAX 047-390-6521 E-Mail urasen@city.urayasu.lg.jp 浦安市消費生活センターへ

かしこい消費者になろう！

スマートコンシューマー

浦安市消費生活センター
 〒279-0002 浦安市北栄1-1-16
 TEL 047-390-0086
 FAX 047-390-6521
 相談直通 047-390-0030
 （月～金、第2・4土曜日）
 移動相談は第1・4火曜日 文化会館2階相談室

◆ 特 集 ◆ こんなトラブルありませんか？（クリーニング、賃貸住宅の敷金）

大切な“いのち”と“こころ”のために

いろいろなことで悩んでいませんか？



眠れていますか？

- ✓ 疲れているのに、2週間以上眠れない日が続いて…
- ✓ 食欲がなく、体重が減っている…

もしかしたら、それは「うつ」のサインかもしれません。

一人で悩まないで！ご相談を！

- ◇浦安市 健康増進課・障がい福祉課 ☎047-351-1111
- ◇市川健康福祉センター（市川保健所）☎047-377-1101
- ◇千葉いのちの電話 ☎043-227-3900
インターネット相談 <http://www.inochinodenwa-net.jp>
- ◆ 借金問題
 - 消費生活センター（相談電話）☎047-390-0030
 - 多重債務者等への365日相談（千葉県）☎043-247-0441



消費生活展を開催しました！

「守ろうよ、みんなを！～なくそう！高齢者被害～」をテーマに昨年10月17日（日）文化会館3階大会議室で開催し、手作り体験・食品表示・計量・悪質商法コーナー等を紹介しました。当日は、ご家族連れの参加も多く1443人の来場がありました。



◆こんなトラブルありませんか？

クリーニングのトラブル



〈相談事例1〉

3年前に購入した黒いシルクのブラウスを、3回目のクリーニングに出したら、全体が白っぽくなり、着られなくなってしまった。前に出したときはこんなことはなかった。店に苦情を言ったら、クリーニング処理には問題がなく、着用時の摩擦によるものというが納得できない。

〈相談事例2〉

去年購入した紳士用セーターをクリーニングに出したら、子供用かと見間違えるほど縮んでしまった。業者は元通りにすると言っているが、無理だと思うので補償してほしい。業者は衣類等の取扱い給表示通りに処理したので補償はしないという。

◇相談員からのアドバイス



クリーニングは生活に密着したサービスである一方、トラブルの内容も様々で、衣替えの時期に比較的多く発生しています。他の多くのサービスと異なり、サービスが消費者の目の前で行われないうえに、トラブルが起きても原因の特定が難しく解決困難な場合が多いです。

トラブルが起きた場合、クリーニング事故賠償基準適用店では、クリーニング店が他の者の過失により事故が発生したことを証明したとき以外は、事故原因がクリーニング店にあるか否かを問わず、クリーニング店が補償することになっています。

この賠償基準はクリーニングトラブルを簡易迅速に解決するために広く利用されています。しかし、クリーニング事故賠償基準を適用しない業者もあります。大切な衣類を預けることを考えると値段や便利さだけで決めず、信頼のできる店を選ぶことが大切です。

※事例1については、センターで処理方法について確認したところ、処理に問題があったため補償されました。事例2については、元通りにならない場合、補償を求めるように助言しました。

クリーニング事故賠償基準の一例

- 賠償額は原則として物品の再購入価格を基準として、購入時からの経過月数に応じた補償割合で算出する。
- クリーニングした品物を消費者が受け取ってから6ヶ月、あるいは品物を預けてから1年間受け取りに行かずに経過すると、業者は賠償額の支払いをする必要がなくなり、消費者は、補償を求められなくなる。
- 業者が品物を紛失した場合などは、ドライクリーニングならクリーニング代金の40倍、ランドリーなら20倍の額が補償される。
- クリーニング業者が賠償金と同時に事故品を受け渡す場合は、消費者と話し合い賠償金を一部カットできる。

◇クリーニングのトラブルを防ぐには

- * 出す時の衣料品と仕上がり後のチェックを店側と消費者側双方で行う。
- * 仕上がり品はなるべく早く引き取りに行く。
- * 仕上がり品受け取り後は袋やカバーをはずして仕上がり品を確認してから収納する。
- * 石油臭があるときは着用しない。
- * 事故が発生したときはできるだけ早く店に連絡する。
- * 信頼できる業者に依頼する。

クリーニング事故賠償基準適用店にはSマーク店とLDマーク店があります。利用する際の目安になるよう店内にそのマークを表示しています。



LDマーク
全国クリーニング生活衛生同業組合連合会



Sマーク
(財)全国生活衛生営業指導センター

消費生活「割賦販売法改正」

平成22年12月から過剰なクレジットの利用を防ぐためクレジット会社が年収・年間の生活維持費・年間のクレジット債務を基礎に支払可能見込額(1年間のクレジットの支払に充てられると想定される金額)を調査することが義務付けられました。その額を超えた契約は原則禁止されます。詳しい内容は http://www.j-creator.jp/customer/sales_law/index.html

賃貸住宅の敷金返還トラブル

〈相談事例〉

4年間住んだアパートを退去したら、クロスやふすまの張り替え、畳の表替え、ハウスクリーニングなどで敷金13万円の他に5万円を請求された。ひどく汚したりキズもつづいていないし、掃除もして退去したので納得できない。

◇相談員からのアドバイス



賃貸住宅を退去するときに、貸主が住宅の修理費用等を借主に請求し「敷金が返金されない」「不足分を請求された」といった苦情が多く寄せられています。このようなトラブルを防止する為、一般的な基準として国土交通省住宅局は「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を公表しています。

※国土交通省のホームページのサイト内検索で「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」と入力すると見ることができます。

このガイドラインでは、不注意などで汚したりせずに、普通に掃除をし、きれいにしていれば、クロスやふすまの張り替え、ハウスクリーニングの費用は、貸主の負担と考えられています。

ガイドラインによると、原状回復とは借主の故意、過失で汚したり壊したり、通常でない使い方や不注意による損耗は、借主負担で復旧することになります。通常の使い方や住み方をして劣化したもの(経年変化)、通常の使用による自然損耗等の修繕費用は家賃の中に含まれると考え、借主が負担して借りた当時の状態に戻すことではありません。

このようなトラブルが発生した場合は、このガイドラインを参考にして、貸主又は仲介業者と話し合いましょう。また、解決できないときは、※少額訴訟制度を利用することもできます。

※少額訴訟とは、金銭の支払いを求める裁判で、請求金額が60万円以下の場合に利用でき、1日で判決を出す裁判制度です。

ガイドラインの一例

貸主の負担と考えられるもの

- ① 畳の変色、フローリングの色落ち(日照によるもの)
- ② 床・カーペットに残った家具の設置跡
- ③ テレビ・冷蔵庫の背面の黒ずみ(いわゆる電気やけ)

借主の負担と考えられるもの

- ① キャスター付き椅子によるキズ
- ② 借主の不注意で雨が吹き込んだためのフローリングの色落ち
- ③ 壁のくぎ穴・ネジ穴(下地ボードの張替えが必要な程度のもの)



◇敷金返還トラブルを防ぐには

- * 契約する際は、重要事項説明書の内容についてよく説明を聞き、契約書の敷金についての内容もよく読んで、退去時の返還について理解しておくこと。
- * 入・退去時に部屋の内部の変色、クロス等のキズ等を貸主又は仲介業者との立会いのうえで確認し、写真も撮っておくこと。
- * 特約については、納得できない点は修正を求め、内容を了解したうえで契約すること。